

平成23年10月12日

犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定書

社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部

鹿 児 島 県 警 察 本 部

## 犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定

鹿児島県警察（以下「甲」という。）と社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部（以下「乙」という。）は、次のとおり、犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が連携し、警察署と乙の会員である不動産業者（以下「不動産業者」という。）による防犯ネットワークを構築し、もって、犯罪の起きにくい社会の実現を目指すことを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定は、乙及び不動産業者に対して警察業務を委託するものではなく、また、特別な権限・義務を与えるものではない。

（防犯ネットワーク構築）

第3条 甲と乙は、警察署と不動産業者が次の事項に関して協力するための防犯ネットワークを構築する。

### 1 防犯情報等の提供

警察署は、不動産業者に対し、防犯に資する情報その他県民の安全に係る情報を随時提供する。

また、不動産業者は、警察から提供を受けた情報を、日常の業務を通じて県民に提供する。

### 2 特異事項の通報・避難場所の提供

不動産業者は、日常の業務を通じて次の情報を得た場合には、警察に対して通報・連絡を行う。また、犯罪被害の危険に遭遇し保護を求める者、事件・事故の被害者又は傷病者を発見した場合には、事業所等を緊急避難場所として利用するなどにより、これを保護する。

- (1) 事件・事故の発生又はその前兆に関する情報
- (2) 事件・事故の被害者又は傷病者に関する情報
- (3) 不審者・不審車両に関する情報
- (4) 犯罪又は迷い人若しくは行方不明者に関する情報
- (5) 暴力団等反社会的勢力による不法行為及び不当要求等に関する情報

（警察署に対する指導）

第4条 甲は、警察署に対して、不動産業者と防犯ネットワークを構築した場合には、次の事項に十分留意するよう指導する。

- 1 通報・連絡を受けた際には速やかに適切な措置を行うこと。
- 2 通報・連絡を行った者や通報・連絡の内容については、秘密を保持し、その安全確保に万全を期すること。
- 3 通報・連絡を行った者からの事情聴取等に当たっては、できる限り、不動産業者の業務に支障を及ぼすことのないようにすること。

(不動産業者に対する周知)

第5条 乙は、不動産業者に対して、警察署と防犯ネットワークを構築した場合には、次の事項に十分留意するよう周知させる。

- 1 協力を行う上で知り得た秘密又はプライバシーに関する事項については、これを決して第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 協力を行うに当たっては、不動産業者の生命・身体に危害が及んだり、財産に損害が生じたりしない範囲にとどめること。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義については、その都度、甲、乙が協議の上決定する。

附則

- 1 本協定は、平成23年10月12日から効力を生ずる。
- 2 本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月12日

甲 鹿児島県警察本部生活安全部長

大塚 龍一



乙 社団法人全日本不動産協会鹿児島県本部本部長

藤田 勝一

